平成 12 年 6 月 1 日

各　　位

会　　社　　名　トレンドマイクロ株式会社
代表者の役職名　代表取締役社長　　チャン ミン ジャン
（登録銘柄　コード番号４７０４）
問い合わせ先　取締役　管理担当、管理本部長
中　西　宏　之
Ｔ　Ｅ　Ｌ　０３－５３３４－３６００

インセンティブプランにかかる新株引受権付社債発行に関するお知らせ

平成１２年６月１日開催の当社取締役会において、当社新株引受権付社債発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

本新株引受権付社債発行は、当社「平成１２年インセンティブプラン」に基づき、新株引受権証券を当社取締役および従業員の一部ならびに当社子会社の役員および従業員の一部に支給または譲渡することを目的としております。

なお、本新株引受権付社債の発行要項は以下のとおりです。

トレンドマイクロ株式会社
第５回無担保新株引受権付社債　発行要項

１．社債の名称　　トレンドマイクロ株式会社第５回無担保新株引受権付社債
２．発行総額　　金５０億円
３．各社債の金額　　金１００万円の一種
４．社債券の形式　　無記名式利札付に限る。
５．発行価額　　未定（平成１２年６月８日開催予定の取締役会において決定する。）
（うち社債の発行価額は金１００円とする。また、うち新株引受権の発行価額は金１０円～１５円を仮条件とし、平成１２年６月８日開催予定の取締役会において決定する。）
６．利率　　未定（年１．９％～２．９％を仮条件とし、平成１２年６月８日開催予定の取締役会において決定する。）
７．償還金額　　額面１００円につき金１００円
８．償還期限　　平成１５年６月２６日
９．申込期間　　平成１２年６月９日～平成１２年６月２２日
10．払込期日　　平成１２年６月２６日
11．募集の方法　　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社の総額買取引受とする。
12．担保・保証　　本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
13．特約条項　　「担保提供制限条項」、「純資産維持条項」および「担附切換条項」が付されている。
14．買入消却の方法　発行日の翌日以降、未行使の新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が現存する本社債の総額を超えない限り、いつでも本社債の買入消却を行うことができる。
15．利息支払の方法および期限
(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成１２年１２月２６日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年６月２６日および１２月２６日に各々その日までの前半か年分を支払う。
(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。
(4) 償還期日後は利息をつけない。
16．元利金支払場所　東洋信託銀行株式会社　本店
大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社　本店および大阪支店
大和証券株式会社　本店および大阪支店
17．引受会社　　大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社
18．新株引受権に関する事項
(1) 新株引受権の付与割合
本新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式の発行価額合計は、本社債額面金額金１００万円につき、１００パーセントの割合で付与される。各新株引受権証券は、発行価額合計額１００万円の新株式を引き受ける権利を表彰する。
(2) 新株引受権の行使により発行すべき株式の発行価額の総額
金５０億円
(3) 新株引受権の行使により発行すべき株式の内容
当社額面普通株式（１株の額面金額５０円）
ただし、当社の発行する株式を無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(4) 新株引受権の行使の条件

新株引受権の行使により発行する当社額面普通株式１株の発行価額（以下「行使価額」という。）は、未定（行使価額決定日における日本証券業協会が公表する当社額面普通株式の午後３時現在における直近の売買価格（最終価格）（当日に最終価格がない場合は、その日に先立つ直近日の最終価格）を仮条件とし、平成１２年６月８日開催予定の取締役会において決定する。）。

新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{所持人が新株引受権の行使請求のために提出した新株引受権証券の割当金額の合計額}}{\text{行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。なお、行使価額の調整は、マーケットプライス方式による。

(5) 新株引受権の行使請求期間

平成１２年７月２１日から平成１５年６月１９日まで。ただし、当社が本社債について期限の利益を喪失した場合には、それ以後本新株引受権を行使することはできない。

(6) 新株引受権の一部行使

本新株引受権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株引受権の譲渡

新株引受権は、社債と分離して譲渡することができる。ただし、当社取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および当社子会社従業員は、当社または当社子会社と締結する覚書に基づき、原則として新株引受権を譲渡することができない。

(8) 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額

行使価額（ただし、上記（4）により調整された場合は調整後の行使価額）より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。ただし、行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記により算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を資本に組入れる額とする。

(9) 代用払込に関する事項

該当事項なし

(10) 新株引受権の行使の効力

新株引受権の行使の効力は、新株引受権証券、新株引受権行使請求に要する書類および払込金が払込取扱場所に到着したときに生ずるものとする。

(11) 新株引受権の行使により発行された株式に対する配当金

新株引受権の行使により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、新株引受権の行使が１月１日から６月３０日までになされたときは１月１日に、７月１日から１２月３１日までになされたときは７月１日に、それぞれ新株引受権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

(12) 新株引受権の行使請求受付場所

当社　本店

(13) 新株引受権の行使請求の払込取扱場所

東洋信託銀行株式会社　本店

(14) 株券の交付方法

株券は、新株引受権行使手続終了後すみやかに東洋信託銀行株式会社証券代行部から交付する。ただし、単位未満株式については株券を発行しない。

19. 登録機関　　東洋信託銀行株式会社

20. その他本社債発行に関し、必要な一切の事項は今後の取締役会で決定するほか、代表取締役に一任する。
21. 当社が発行する新株引受権証券については、払込期日に当社が大和証券エスビーキャピタル・マーケッツ株式会社より全額買い戻した後、当社取締役の一部の者に対して取締役報酬の一部として支給するとともに、当社従業員の一部および当社子会社に対して売出される。

売出しに関する事項

１．銘柄名	トレンドマイクロ株式会社新株引受権証券（第５回）
２．売出にかかる証券の所有者	トレンドマイクロ株式会社
３．売出数	４，９００枚
４．申込単位	１枚
５．申込期間	平成１２年６月９日～平成１２年６月２２日
６．受渡期日	平成１２年６月２７日
７．申込受付場所	上記２．記載の売出しにかかる証券の所有者

８．その他

（１）　売出価格、売出価額の総額等については、平成１２年６月８日開催予定の取締役会において決定する。

（２）　今回の売出しは、当社の従業員および当社子会社を対象とするものである。